

# 優生保護法を改正するとした場合の想定しうる改正案及びその論点

10/23

## 1. 法律の題名

【想定しうる案（その1）】「優生保護法」→「母性保護法」

（考え方）第1条の法目的から「不良な子孫の出生の防止」の部分を削ると、「母性の生命健康を保護すること」のみが残る。

また、現行の第3章（中絶及び受胎調節の実地指導を規定）の章名も「母性保護」である。

また、不妊手術や人工妊娠中絶を許す目的を題名に表現できる利点がある。

（論点）「母性」の保護は、母子保健法第1条の法目的や、第2条の理念規定にも使われており、不妊手術、中絶、受胎調節指導の法律の題名としては、やや広すぎるのではないか。

【想定しうる案（その2）】不妊手術及び人工妊娠中絶の要件等に関する法律

（考え方）規定内容を端的に表現したもの。

（論点）不妊手術や人工妊娠中絶そのものを法律名とするため、印象が良くない。

また、中絶等を許容する法目的を表現することはできない。

なお、「優生保護法指定医」という呼称についてはどうするか。

## 2. 法律の目的（第1条）

【想定しうる案】

「この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。」

→「この法律は、不妊手術及び人工妊娠中絶の要件に関する事項を定める等により、母性の生命健康を保護することを目的とする。」

（考え方）優生思想の部分を削るとともに、それでは短くなりすぎるので、規定内容を表現する字句を加える。

### 3. 本人の同意を要件とする優生手術（第3条）

#### 【想定しうる案（その1）】

1号（本人・配偶者の遺伝性疾患等）、2号（近親者の遺伝性疾患等）、3号（らい疾患）は削除し、4号（妊娠・分娩が母体の生命の危険）、5号（数人の子を有し、分娩ごとに母体の健康を著しく害する）の要件は残す。

（考え方）優生思想による適応要件を削除する。その他には改正を加えない。

（論点）1～3号を削ることにより、適応要件は狭くなる。

また、不妊手術は、本来的に自由な行為であるべきだという論者からは、不十分な改正であるとの批判がありうる。

#### 【想定しうる案（その2）】

第3条を全て削除するとともに、第28条（生殖を不能とする手術の禁止）も削除する。

（考え方）胎児の生命との問題がある中絶と異なり、自傷行為に過ぎない不妊手術については、個々人の考え方と医学的判断にまかせて法的関与はしないこととするもの。

（論点）子宮摘出などの術式も可能となり、性転換手術なども可能となることに、異論がありうる。

#### 【想定しうる案（その3）】

1号～5号の各号列記を全て削除する。

（考え方）不妊手術については個々人の考え方と医学的判断にできるだけゆだねるべきという考え方に立って、適応要件には制限を加えないこととするが、術式の制限や、本人及び配偶者の同意の要件は残す。

（論点）現行よりも要件が拡大することについては、そもそも不妊手術に反対する考え方の人々からは、異論がありうる。

4. 遺伝性疾患に罹っている場合の本人の同意を要件としない優生手術（第4条）

【想定しうる案】第4条を削除する。また、これに伴い、第4条の手続を定めた第5条～第11条を削る。

（考え方）本人の同意によらない強制的な手術であり、人権上の問題があるため。

5. 非遺伝性の精神病又は精神薄弱の者の優生手術（12条）

【想定しうる案】

第12条を削除するとともに、第3条の但書（精神病者又は精神薄弱者の適用除外）を削る。

（考え方）精神病者又は精神薄弱者については一律に同意能力がないとして保護者の同意によることとするのは、差別的である。このため、精神病者及び精神薄弱者にも、同意による不妊手術の規定を適用する。

（論点） 重度の精神病又は精神薄弱の者について、本人の同意をどのように保障するのか、という議論が残る。（十分な同意能力が無い者については、不妊手術は実施できない、ということとならざるを得ないのではないか。）

6. 人工妊娠中絶の要件の規定（第14条第1項）中の障害者に関する規定

【想定しうる案】

第1号（本人、配偶者の遺伝性疾患等）、第2号（近親者の遺伝性疾患等）、第3号（らい疾患）を削る。

（考え方）優生思想に基づく規定を削る。

（論点） 遺伝性疾患の場合について、中絶の選択肢を法律上無くしてしまっても良いのか、という異論がありうる。（しかし、障害者に対する差別の廃止ということ考えると、削らざるを得ないのではないか。）

（注）人工妊娠中絶の要件の規定（第14条第1項）中のその他の部分については、国民の間で大きく意見が分かれている問題であるため、国民の間での議論の推移をみながら、将来的に検討すべき課題であり、今回の検討対象とはならない。

7. 人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神障害者又は精神薄弱者であるときは、保護者の同意をもって本人の同意とみなすことができる、という規定（14条第3項）

【想定しうる案】改正しない。

（考え方）この規定は、母体の健康の保護など本人保護のために必要な規定であり、障害者差別にはあたらない。

ただし、精神障害者や精神薄弱者である場合も、原則として本人の同意が必要であることは当然であり、重度の精神障害者や精神薄弱者で同意が確認できない場合にのみ本規定を適用する、という趣旨の徹底は必要。

本人保護の制度が「保護者の同意」という形で良いかどうかについては、精神保健福祉法の保護者制度そのものについて検討を行うべき旨、国会の附帯決議が付されているため、その検討の中で今後検討すべき課題。

8. 優生保護審査会

【想定しうる案】廃止する。

（考え方）優生保護審査会は、強制的な優生手術に関する適否の審査を行う審査会であり、強制的な優生手術の規定の廃止により不要となる。

9. 優生保護相談所

【想定しうる案】廃止する。

（考え方）優生思想に基づく規定の廃止により不要となる。

一般的な遺伝相談や、受胎調節に関する指導の業務は、通常の母子保健の業務として保健所・市町村保健センターが行えば足りる。

10. 受胎調節実施指導員

【想定しうる案】医薬品販売の特例規定の扱いについて、現行5年の期限を廃止する、又は「当分の間」に改める。

（考え方）昭和30年以来、5年ごとに延長を繰り返してきており、定着している。